

上野事務所ニュース

27年8月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

算定基礎届の結果について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。

標準報酬月額決定通知書は、年金事務センターから直接事業所へ郵送されます。発送時期は、8月下旬から順次郵送され、遅くとも9月半ば頃までに郵送されます。

4、5、6月の給与データが記載されていますので、開封の際は、代表者又は担当の方が行うよう十分ご注意ください。

算定基礎届の提出と同時に、今回は例年のない規模で調査も行われました。社会保険の調査は、各事業所とも4年に1度の割合で該当すると言われていきます。今回調査に該当しなかった事業所は、来年以降該当する可能性がありますので、以下の調査項目に該当する場合は早目に対応が必要でしょう。

【調査項目】

1. 加入すべき方が加入しているか

① 1日6時間以上かつ月16日以上で加入（原則）

② 月130時間以上で加入（シフト制で1日の勤務時間に変動がある場合）

◆ 加入しない場合は、①②の要件を満たさないで働く約束をして下さい。

2. 給与の変動等が正しく届けられているか

加入要件を満たしているパートタイマー等「未加入者」の手続漏れの確認では、上記1の要件に該当する場合に被保険者とするように指摘を受け、遡

って加入を求められるケースもあります。年金受給者である「未加入者」が遡って社会保険に加入した場合、給与によっては、受給している年金額が遡って調整されるなど影響が大きくなる場合もあります。社会保険の加入要件を満たしている「未加入者」の手続漏れがないかどうかご確認をお願いします。

高齢受給者証にかかる基準収入額適用申請書について

【高齢受給者証について】
70歳になると、協会けんぽから1~3割の医療機関での負担金割合が記載された「健康保険高齢受給者証」が交付されます。

70~75歳未満の方が対象です。75歳になると後期高齢者医療制度に移行します。

（高齢受給者証の交付時期および使用開始日）

交付要件	交付時期	使用開始日
被保険者及び被扶養者が70歳になった時	70歳の誕生日（誕生日が月の初日の場合は前月）	70歳の誕生日の翌月の1日（誕生日が月の初日の場合は誕生日）
70歳以上の方が被扶養者となった時	その都度交付	被保険者となった日
70歳以上の方が被扶養者として認定された時		認定日（被扶養者となった日）

◆ 健康保険組合に加入されている事業所については、納入告知書と一緒に送られるなど、交付時期が異なる場合があります。

【一部負担金の割合】

該当者が70歳以上の被保険者	標準報酬月額が 28万円未満	標準報酬月額が 28万円以上
	1割または2割※	3割

該当者が70歳以上の被扶養者	被保険者が 70歳未満	被保険者が70歳以上	
		被保険者の標準報酬月額が 28万円未満	被保険者の標準報酬月額が 28万円以上
	1割または2割※	1割または2割※	3割

※誕生日がS19.4.1以前の方は、特例措置により1割です。
S19.4.2以降生まれの方は2割です。

【基準収入額の申請について】

一部負担金の割合が3割の方であっても、前年の収入（年金や家賃収入などを含むすべての収入のこと。ただし、非課税のものは除きます。）が「基準収入額」に満たない場合や旧被扶養者※がいる方で「基準収入額」に満たない場合は、申請により1～2割負担となります。
※旧被扶養者：以前は健康保険の被扶養者で、現在は後期高齢者医療制度に該当している方
(基準収入額)

70歳以上の被扶養者がいる場合	70歳以上の被扶養者がいない場合	旧被扶養者を有する場合
520万円未満 (被保険者と70歳以上の被扶養者との合計額)	383万円未満	520万円未満 (被保険者と旧被扶養者との合計額)

基本手当（失業手当）日額等の変更

平成27年8月より失業手当日額※の上限額、高年齢雇用継続給付の支給限度額が引き上げられました。詳しい内容は次の通りです。
※失業手当日額は、賃金日額(☆)に給付率（日額により45～80%）をかけたものです。
(☆)賃金日額：退職前6ヶ月における1日当たりの平均賃金額

【失業手当日額の上限額】

年齢	改正前	改正後
60歳以上65歳未満	6,709円	6,714円

45歳以上60歳未満	7,805円	7,810円
30歳以上45歳未満	7,100円	7,105円
30歳未満	6,390円	6,395円

【失業手当日額の下限額】

・年齢に関係なく、1,840円（変更ありません）。

【高年齢雇用継続給付の支給限度額の引き上げ】

改正前	改正後
340,761円	341,015円

◆給与が支給限度額以上である場合は支給されません。

Q&Aなぜなにどうして？

Q；当社では、昼休みに来客や電話があった場合に対応する当番を決めています。来客や電話がなければ通常の休憩と変わらないため、休憩時間と考えていますが、この時間も労働時間と考えなければならぬのでしょうか？

A；休憩時間とは、労働者が権利として労働から離れることが保障された時間のことです。

来客や電話の応対受容などは通常の業務であり、その労働のために当番として居残っている時間はいつでも労働できる状態で待機している手待ち時間であるため、休憩時間ではなく労働時間となります。

従ってその時間は賃金が発生し、労働時間が6時間以下であれば休憩を与える義務はありませんが、6時間を超える場合には休憩を与えなければいけません。

当番制にせず居残り等の拘束も課していない会社で、社員が休憩時間に電話を受けたり来客の応対をした場合ですが、それが僅少の時間であり、たまたま居合わせた者が本人の自由任意意思で行っている場合は、労働時間に該当しません。

8月12日（水）から
8月14日（金）まで
休業させていただきます。
宜しくお願い致します。